

# 内閣府公益認定等委員会における認定または認可の基準について

## 1. 一般社団・財団法人法の規定に基づき設立された一般社団法人または一般財団法人が公益性の認定を受ける場合

(基準)	(内容)
公益認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。	公益認定等ガイドラインによる

## 2. 民法第34条の規定に基づき設立された法人が公益社団法人または公益財団法人への移行の認定を受ける場合

(基準)	(内容)
定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法および公益法人認定法ならびにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。	「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」として現在内閣府公益認定等委員会において検討中
公益認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。	公益認定等ガイドラインによる

## 3. 民法第34条の規定に基づき設立された法人が一般社団法人または一般財団法人への移行の認可を受ける場合

(基準)	(内容)
定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法およびこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。	「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」として現在内閣府公益認定等委員会において検討中
公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える法人にあっては、公益目的支出計画が適正であり、かつ、公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること。	公益認定等ガイドラインによる



